

# 子どもを守る取り決め②

5月号と6月号では、子どもを守る取り決めについて紹介します。今回紹介するのはこども基本法です。

【問】市人権・同和教育推進室 ☎77・8842

## 子どもの意見を反映 こども基本法

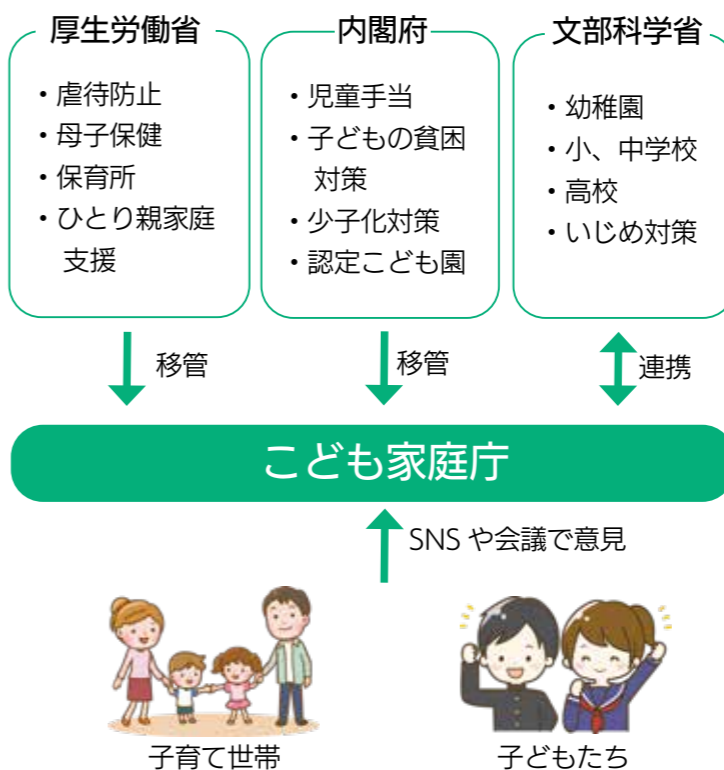
子どもの虐待やいじめ、不登校の数は年々増加傾向にあります。また昨年、日本の出生数が初めて80万人を下回るなど、少子化も加速。これらの問題を解決するため、これまで政策がいくつも行われました。しかし、当事者の子どもの意見を聞いてこなかったことが課題でした。

### こども基本法の6つの基本理念

- 子どもが大切にされ、差別されない
- 子どもが愛され、守られる
- 子どもが意見を言ったり、社会活動に参加したりできる
- 子どもにとっていいことを、大人がやってくれる
- 家庭でも家庭以外でも子育てが十分にサポートされる
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくる

## 子ども政策の実行機関 こども家庭庁

これまで、子どもに関する政策は、内閣府、厚生労働省などの複数の省庁にまたがっていました。そのため、「手続きが長くなる」「政策ごとに対象年齢が区切られ、支援が途切れがち」などの課題がありました。これらを解決するため、こども基本法を基に子ども政策を実施する各省庁への司令塔として、「こども家庭庁」が設置されました。今後は厚生労働省や内閣府の子ども政策を代わりに実施したり、文部科学省と連携して子ども政策を実施したりしていきます。



# 6月号

2023.No.427



4月30日、柳川むつごろうランドに大型遊具完成

## Let's GO to the Park 憩いに、行こう。

待望の大型複合遊具がむつごろうランドに完成しました。その大きさは筑後地区最大規模。今回は、大型遊具の魅力と、私たちの生活に「憩い」を与えてくれる公園にスポットライトを当てていきます。

市の最新情報は公式LINEで発信しています。プッシュ通知なので情報を見逃すことなく便利です。まだ利用したことのない人は、ぜひ友だち登録をお願いします。



CONTENTS	ページ
憩いに、公園へ行こう	2~5
風水害に備える、熱中症に注意ほか	6~11
市史抄片、まちかどレポートほか	12~17
お知らせ掲示板、活動紹介ほか	18~27

広報やながわ 令和5年6月号 No.427

発行 柳川市 / 〒832-8601 福岡県柳川市本町 87-1  
編集 総務部企画課広報広聴係 (直通) ☎0944-77-8425 FAX74-5520  
URL <https://www.city.yanagawa.lukuoka.jp/> ●e-mail [kohun@city.yanagawa.lg.jp](mailto:kohun@city.yanagawa.lg.jp)

発行日 令和5年6月1日  
「広報やながわ」は、年齢や障がいの有無などを問わず、できるだけ多くの人が読めるように、ユニバーサルデザインを導入しています。